特集 国民年金

国民年金は、高齢などで所得が減ったときでも安定した生活を支え合って保障するための制度で、加入者が納める保険料と国の負担で成り立っています。また、保険料をきちんと納めていないと年金額が少なくなったり、年金を受けられなくなったりします。いざというときに年金を受けられないという事態を避けるためにも、国民年金制度を正しく理解しましょう。

20歳以上60歳未満は全員が加入

国民年金には日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、種類によって保険料を納める方法が異なります。

ー年金の種類ー

第１号被保険者

自営業・農業・学生など20歳以上60歳未満の人
→保険料は自分で納付

第２号被保険者

厚生年金や共済組合などに加入している人
→保険料は給料から天引き

第３号被保険者

第２号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人
→保険料は配偶者が加入している年金制度が負担

任意加入被保険者

日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の人や海外に住む20歳以上65歳未満の日本人ら
→保険料は自分で納付

会社勤めのお父さんの扶養に入っているから私は第３号よ

私は大学生だから第１号被保険者だね。お母さんも入ってるの？

年金を受け取るのは、こんなとき

高齢になって仕事を辞めるなどして収入が減ったときはもちろん、病気やけがなどで障がいが残ったときや家計を支えていた家族が亡くなったときなどに支給されます。

高齢になって収入が減った…

■老齢基礎年金
満額77万9300円（年額）
（月額6万4941円）

保険料納付期間（保険料を納めた期間や免除された期間）が10年以上ある人が、原則として65歳から受けられます。

事故などで障がいが残った…

■障害基礎年金☆
1級…97万4125円（年額）
2級…77万9300円（年額）

65歳になるまでの病気やけがなどによって障がいが残ったときに受けられます。（支払いや免除など一定要件あり）

■特別障害給付金☆
1級…5万1650円（月額）
2級…4万1320円（月額）

障がいの原因となった病気やけがで初めて病院に行った日が、任意加入しなかった未加入期間（昭和61年3月以前に第2号被保険者の配偶者であったとき、または平成3年3月以前に学生であったとき）にあり、障害基礎年金が請求できないときにもらえます。
※障害者手帳の等級と障害年金の等級は異なります

家計を支える人が亡くなった…

■遺族基礎年金☆
子のある配偶者…100万3600円（年額）
子のみ…77万9300円（年額）

国民年金に加入していた人が死亡したときに、18歳未満の子（または20歳未満で障がいのある子）がいる場合に配偶者または子がもらえます。（一定要件あり）

■寡婦年金☆
夫が受けるはずだった老齢基礎年金額の４分の３

保険料を納めた期間と免除期間を合わせて10年以上ある夫が年金を受けずに死亡したときに、生計を維持されていた妻が60歳から65歳になるまでの間、受けられます。（一定要件あり）

■死亡一時金☆
12～32万円

保険料を36カ月以上納めた人が年金を受けずに亡くなったとき、納めた月数に応じた一時金を遺族がもらえます。

年金額は平成30年度の金額。☆印のついている年金は右記以外にも一定の支給要件があります。詳細はお問い合わせください。

年金をきちんと受け取るためには手続きを

年金を受け取るためには、必ず加入・喪失などの手続きを忘れずにしてください。納付は、口座振替の他にも、コンビニエンスストアやクレジットカードなどさまざまな方法を選択できますので、必ず期限内に納めましょう。なお、納めるのが難しい人や納め忘れがある人のために、申請免除や納付猶予、後納（全て申し込みが必要）などの制度があります。

こんなときには手続きを

こんなとき	必要なもの	手続き先
20歳になった	本人確認ができるもの、認め印、学生の場合は学生証（コピー可）や在学証明書	●国保・年金課（市役所別館３階）、福祉総合窓口（同１階）、市民課（市役所本館１階）、支所、出張所 ●各年金事務所
会社などを辞めた	年金手帳など本人確認ができるもの、認め印、離職票など退職日の分かるもの	
離婚などで配偶者の扶養（３号）でなくなった	年金手帳など本人確認ができるもの、認め印、社会保険資格喪失連絡票など	
松山市に転入してきた	年金手帳など本人確認ができるもの、認め印	
年金手帳をなくした	本人確認ができるもの、認め印	
亡くなった	亡くなった人が加入していた年金制度によって異なります。事前にお問い合わせください。	

さまざまな納付方法があります

① **現金納付**（金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付書払い）
② **口座振替**
③ **クレジットカード納付**
④ **電子納付**（希望者は、各金融機関にお問い合わせください）

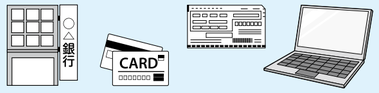

まとめて納めると割り引きされます

平成30年度　割引額（年間）

納付方法	上記①③④	上記②	申込期限
当月末振替		600円	随時
６カ月前納	1,600円	2,220円	毎年２月末・８月末
１年前納	3,480円	4,110円	毎年２月末
２年前納	1万4,420円（２年間での割引額）	1万5,650円（２年間での割引額）	※ただし、現金納付については１年および２年未満の前納が可能で随時申し込みとなります

平成30年度保険料額は…

月額 1万6,340円

もらえる年金額を増やしたい人は、ぜひご利用を

付加（年金）保険料 月額400円

付加年金とは
第１号被保険者と65歳未満の任意加入被保険者（国民年金基金に加入している人を除く）は、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、毎年、老齢基礎年金に付加保険料を納めた月数×200円が上乗せされます。

前納するには期限までに申し込まないといけないのよ

納めるのが難しい人は…申請免除、納付猶予、学生納付特例の手続きを

■申請免除
本人、配偶者、世帯主の前年所得によって審査され、承認されると保険料の納付が全額または一部免除されます。受給資格期間に数えられ、一定の割合で老齢基礎年金として計算されるため、未納よりも年金額が増えます。

■納付猶予（50歳未満の人のみ）・学生納付特例（学生のみ）
本人、配偶者（学生納付特例は本人のみ）の前年所得によって審査され、承認されると保険料の納付が猶予されます。受給資格期間に数えられますが、老齢基礎年金の金額には反映されません。

■失業特例
離職票などを添付すると、退職した人の前年所得が審査から除外されます。ただし他の審査対象者に一定以上の所得があると免除が却下されます。

過去５年以内に納め忘れがある人は…後納（平成30年９月30日まで）

過去5年以内に未納や未加入期間がある人は、さかのぼって納めること（後納）ができ、老齢基礎年金を増やせます。受給資格期間が足りない人は、後納して受給資格期間を満たすと老齢基礎年金がもらえるようになります。
※65歳以上ですでに老齢基礎年金をもらう資格がある人は対象外。納める金額は当時の保険料に、経過年度に応じた「加算額」を加えた金額です

年金額を増やしたい、受給資格期間が足りない人は…高齢任意加入

60歳から65歳になるまであれば、任意で国民年金に加入して保険料を納め、年金額を増やすことができます。受給資格期間が足りない人は最長70歳まで加入でき、期間を満たすと老齢基礎年金がもらえるようになります。
※60歳以上で厚生年金などに加入している人、すでに老齢基礎年金をもらっている人は対象外

「追納」しましょう

免除や納付猶予、学生納付特例の期間の保険料は10年以内であれば、後から納めること（追納）ができます。免除などが承認されている期間中の保険料をそのままにしておくと老齢基礎年金が減額されますが、追納することで年金額を増やすことができます。
※納める金額は当時の保険料に経過年度に応じた「加算額」を加えた金額です

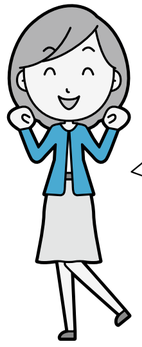

きちんと年金を受け取れるよう、免除や追納も利用するといいんだね

問国保・年金課☎948-6356・FAX934-2631、松山東年金事務所☎946-2146・FAX933-1319

※年金事務所の相談窓口は混雑が予想されます。相談・手続きの際は、予約のうえ来訪してください